

「江戸上り史料」中の芸能史料

宮城, 栄昌 / ミヤギ, エイショウ

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

3

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

60

(発行年 / Year)

1976-07-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015509>

「江戸上り史料」中の芸能史料

宮城 栄昌

1. まえがき

一六〇九年（慶長一四）薩摩の侵略を受けて敗北し、以後二百六十余年、植民地的支配の桎梏下に置かれた琉球王国は、慶賀使と謝恩使の派遣を義務付けられた。前者は將軍の替り目に、後者は中山王の即位時に派遣されたが、これを幕府及び薩摩側からみれば、南方海上の異国を支配している事実を諸大名及び民衆に誇示するためのものであり、沖縄側からみれば、臣従の誓いを代毎に行なうものであり、謝恩使の方は自ら赴いて冊封を受ける形のものであった。この使いの派遣を薩摩に赴く「御国元への上国」に対し、「江戸上り」と称した。江戸上りは一六三四年（寛永一二）にはじまって、一八五〇年（嘉永三）に至るまで十八回あり、ほかに一六〇九年（慶長一四）薩摩の捕虜となった尚寧王が將軍に面謁するために、一六一〇

年（慶長一五）江戸に上っており、また一六三〇年（寛永七）四月十八日には城間清信が楽童五人を伴ない江戸の島津邸で奏楽している。その日は將軍徳川家光が島津家久邸に臨駕したので、その接待余興のために楽師・楽童を沖繩から呼び寄せたのであった（大猷院殿御実紀卷十五）。琉球往来図鈔では城間らは登城した事になっている。さらに一八七二年（明治五）には、伊江王子が維新賀慶使として江戸上りしている。この三件は幕府に対する慶賀及び謝恩の使いでないので、それを除いて表示するとつぎの如くである。

回数	年号	使名	正使名
(一)	一六三四（寛永一一）	慶賀使（將軍家光） 謝恩使（尚豊王）	佐敷王子朝益 金武王子朝貞
(二)	一六四四（正保元）	謝恩使（尚賢王）	国頭王子正則
(三)	一六四九（慶安二）	謝恩使（尚質王）	具志川王子朝盈
(四)	一六五三（承応二）	慶賀使（將軍家綱）	国頭王子正則
(五)	一六七一（寛文一一）	謝恩使（尚貞王）	金武王子朝興
(六)	一六八二（天和二）	慶賀使（將軍綱吉）	名護王子朝元
(七)	一七一〇（宝永七）	慶賀使（將軍家宣） 謝恩使（尚益王）	豊見城王子朝匡 美里王子朝禎
(八)	一七一四（正徳四）	慶賀使（將軍家継） 謝恩使（尚敬王）	与那城王子朝直 金武王子朝祐
(九)	一七一八（享保三）	慶賀使（將軍吉宗）	越来王子朝慶
(一〇)	一七四八（寛延元）	慶賀使（將軍家重）	具志川王子朝利
(一一)	一七五二（宝暦二）	謝恩使（尚穆王）	今帰仁王子朝義

- (一) 一七六四(明和元) 慶賀使(將軍家治) 読谷山王子朝恒
- (二) 一七九〇(寛政二) 慶賀使(將軍家齊) 宜野灣王子朝陽(祥カ)
- (三) 一七九六(寛政八) 謝恩使(尚温王) 大宜味王子朝規
- (四) 一八〇六(文化三) 謝恩使(尚瀬王) 読谷山王子朝英
- (五) 一八三二(天保三) 謝恩使(尚育王) 豊見城王子朝春
(途上中正使死亡につき代人普天間親雲上)
- (六) 一八四二(天保一三) 慶賀使(將軍家慶) 浦添王子朝熹
- (七) 一八五〇(嘉永三) 謝恩使(尚泰王) 玉川王子朝達

慶賀使の派遣は家光から家慶將軍までの全將軍に及んでいる。ただし寛永十一年の場合は、大猷院殿御実記卷廿六閏七月九日条に、「此日薩摩中納言家久卿、琉球の使佐舖王子并王城(子)金武を引つれ、二条城二丸にまうのぼり拝せしむ」とあるとおり、京都上りで終わっている。使いの派遣は將軍就任、国王即位の大体二、三年中に行なわれ、中国冊封使の来島が即位十余年後が多かったのに比しきわめて早期に行なわれた。冊封の儀は儀式の内容と財政の重さからみてはるかに盛儀で、王国ではそれに大きな比重をかけており、江戸上りはいわば形式的な外交儀礼であった。事実それは屈辱を糊塗しての行事であった。

江戸での行事は將軍の引見、献上物の奉呈、奏楽、賜物、上野東叡山・日光東照宮の参詣、辞見などであった。外交行事における芸能の重さは、冊封使歓待の場合でもよく知られるが、江戸上りの場合には出発及び宿着時に路次楽を奏した。故に江戸上りの音楽は路次楽と座楽の二種に分れていた。

江戸上りの例式は宝永七年(一七二〇)と正徳四年(一七一四)の場合で大体固定し、以後あまり変化がなかったようである。通航一覽卷五に、「賀慶使は寛永十一年、恩謝使は正保元年をはじめとす、其式宝永

正徳の兩度稍沿革あり、自余大抵みな前規たりしなるべし、然れども、たとへば前年の参府に此事ありて、後年に其事見えざるの類、寛永正保度はさらなり、自後もまた少からず、こはただ記載のととのほざりしにて、其毎度増減ありしにはあらざるべし」と記されている。

江戸上りは沖繩歴史にとって重要な歴史事実である。ただそれに関する史料が多量にあるのにかかわらず、蒐集と整理がなされておらず、従って研究も不十分である。私自身は史料蒐集にできるだけ気をつけており、いずれは「江戸上り史料集」を刊行したいと考えている。そういうことの手はじめとして、手元にあるものの中から芸能関係のものを、原史料のまま提示しようとするのが本作業である。もとよりこれとても史料の一端に過ぎず、格別芸能関係のもののみが史料的価値が高いというわけではないが、江戸上り史料全体の価値を認識する一步としての試みである。刊本以外の大部分の史料は、内閣文庫に原本及び写本が、沖繩県図書館（東恩納文庫）・沖繩県史編集所・那覇市史編集所・琉球大学図書館などに、原本・写本・影印本・写真版及びゼロックス版が所蔵されている。

2. 楽人の構成

(1) 正保元年（琉球来聘日記抄）

寛永廿一年申六月廿九日

一琉球国王使者金武王子朝貞フシジ、国頭王子正則、金城若君様御誕生御祝儀并彼国王中山王尚賢繼目御礼

行列

- 一 歩行者廿人 薩摩守家人
- 一 むち持二人 琉球人
- 一 旗持四人 同
- 一 楽人十六人 同 (以下略)

註、この記録は正保元年六月廿五日記の誤り。金武王子朝貞は寛永十一年の謝恩正使。

(2) 承応二年 (琉球人来朝記)

承応二年巳九月廿八日

一 今度御代替之為御祝儀従琉球国中山王尚質献使者国頭王子、頃日当地来着、今日登城。
一 歩行之者 廿人 松平大隅守家来也

- むち持 二人 琉球人
- 旗持 四人 右同
- 楽人 十二人 右同

(略)

馬上之従者十五人所謂

(略)

おもひ二ら まやまと たるかね おもひかな ま三ら 思ひとく

此六人者楽人や小童也

(3)寛文十一年(琉球人来朝記)

寛文十一年亥七月廿八日晴

(登城)

一騎馬拾七人之族所謂

越来親方(以下略)

楽人頭取

保榮茂里之子 大城里之子 思次郎 太郎兼 松兼 真三郎

何茂楽人也。

(4)宝永七年(琉球来使記、琉球使者記、琉球来朝関係書類二)

琉球人之人数、(十一月十一日江戸着、楽人関係のみ記す)

御代替の正使美里王子、楽正江田親雲上、儀衛正佐久本親雲上、楽師照屋親雲上、安慶田親雲上、保榮茂里之子、棚原里之子、森山里之子、楽童子伊舎堂里之子、根路銘里之子、内間里之子、小禄里之子、津霸里之子、野国里之子、内嶺里之子、糸満里之子。

右之外下官并同伴等百三拾五人惣人数百六拾九人。

一楽正 中官之内ニ而位階高き者也、琉球にての官名ハ親雲上と云。日本に於ては小姓組番頭など恰好の者なく、座楽を正頭兼職也。

一 樂師 職名也、中官之者又中官以下の者も樂を弁ずる者相務に付く、官位ハ入交り有也。

一 儀衛正 中官之内路次樂の頭也、者頭恰好の者也。

一 樂童子 国王小姓之内座樂をする者也。

註、琉球使者記琉球書簡并使者接待樂章・通航一覽には、箏築吹照屋里之子親雲上、路次樂拾陸人と記し、また樂正は座樂主取、儀衛正は路次樂主取としてある。

(5) 正徳四年(琉球人来朝関係書類一)

十二月四日登城行列(樂人関係だけ記す)

儀衛正野原親雲上(騎馬唐装束) …… 鞭琉球人小人一人 銅鑼琉球人小人一人 銅角琉球人小人一人 喇叭琉球人小人一人 噴納琉球人小人一人 鼓琉球人小人一人 鼓琉球人小人一人 銅鑼琉球人小人一人 銅角琉球人小人一人 喇叭琉球人小人一人

人小人一人 鼓琉球人小人一人 鼓琉球人小人一人 …… 与那城王子(唐装束) …… 樂正玉城親雲上(騎馬唐装束) …… 樂童子

浜川里之子(騎馬) 同喜屋武里之子(騎馬) 同保栄茂里之子(騎馬) 同稻嶺里之子(騎馬) 同禰霸里之子(騎馬)

子(騎馬) 同手登根里之子(騎馬) 同伊野波里之子(騎馬) 同久志里之子(騎馬) …… 樂師伊江大城親

雲上(騎馬) 同本部親雲上(騎馬) 同安慶田親雲上(騎馬) 同伊礼親雲上 …… 樂師永山親雲上(騎馬)。

(6) 寛延元年(琉球聘使記追記、通航一覽)

十二月十一日入都、中山王府使官員

慶賀正使具志川王子、(以下樂人関係のみ記す)、樂正平敷親雲上、儀衛官吳屋親雲上、樂師名嘉知親雲上、

稻嶺親雲上、伊舎堂親雲上、名護親雲上、津波親雲上以上奴子、樂童子知念里之子、奥原里之子、大城里

之子、徳嶺里之子、湊川里之子、伊江里之子以上女子各二人

(7)宝曆二年(琉球来使記、琉球聘使記追記、通航一覽)

十二月三日(二)来聘中山王府使官員

恩謝正使今帰仁王子、(以下楽人関係のみ記す)、楽正謝花親雲上、儀衛正伊差川親雲上、楽師城田親雲上、徳萌親雲上、伊江親雲上、田崎親雲上、喜屋武親雲上、真境名親雲上、楽童子立津里之子、摩文仁里之子、東風平里之子、幸地里之子。

(8)寛政二年(琉球人大行列記)

琉球人行列之次第

琉球人騎馬下官一人ヅツ、箱二ツ但金泥にて楽器の二字あり、へま鞭但せひばい棒の事也。大竹長さ一丈ばかり、すへの方二ツわり、半より持所迄丸く、朱ぬりにしたる物なり。一ツわり。牌二行板朱塗文字金泥なり。……楽師新川親雲上、上原親雲上、玉城親雲上、伊江親雲上、与世山親雲上、楽正識名親雲上、楽人のかしら也、楽童子二行琉球の服を着す。小波津里之子、上間里之子、渡慶次里之子、伊舎堂里之子、国頭里之子、伊是名里之子、跟伴数十人、儀衛生兼本親雲上、路次楽奉行也、右琉球之衣冠也。

(9)寛政二年(江戸上り行列、通航一覽)(音楽関係のみ記す)

楽正向氏識名親雲上朝陸、儀衛正毛廷柱兼本親雲上、楽師翁氏玉城親雲上盛林、向氏与世山里之子親雲上朝易、向氏伊江里之子親雲上朝安、鄭永恭上原里之子親雲上、葛氏新川筑登之親雲上秀休、楽童子向氏小波津里之子朝用、向氏国頭里之子朝用、麻氏渡慶次里之子真安、章氏上間里之子正興、翁氏伊舎堂

里之子盛元、向氏伊是名里之子朝昆。

(10) 明和元年（琉球人大行列記全）

琉球人行列之次第

琉球人騎馬下官一人ツツ、箱二ツ但金泥にて樂器の二字あり、……鞭へん但せひばい棒の事也。大竹長さ一丈ばかり、すへの方二ツ割、半より持所迄丸く、朱ぬりにしたる物なり、一ツわり。牌二行板朱塗文字金泥なり。張旗ちやんき二行、銅羅とうら、両班りやんはん、唢呐すわな、喇叭くわい、銅角とうかく、鼓二行、……樂師龜嶋親雲上、多嘉山親雲上、幸地親雲上、久志親雲上、徳原親雲上、樂正小録（録）親雲上樂人のかしら也、樂童子二行琉球の服を着す、田嶋里之子、徳村里之子、源河里之子、羽地里之子、神村里之子、佐久間里之子、跟伴数十人、儀衛正牧志親雲上路次樂奉行也。右琉球之衣冠也。

(11) 天保三（天保三辰年名古屋通行琉球人前書）

正使豊見城王子。

樂正伊舍堂親雲上。

儀衛正儀間親雲上。

樂師富山親雲上、池城親雲上、内間親雲上 具志川親雲上、城間親雲上

樂童子普久村里之子、浜元里之子、登川里之子、宇地原里之子、富永里之子、小禄里之子。

樂正從者浜元親雲上。

路次樂人嘉手納親雲上、瀬底親雲上、佐久本筑登之、嘉数筑登之、大城に屋、新垣にや、翁長にや、宮

城にや、糸敷にや、江田にや、大城にや、赤嶺にや、古波蔵にや、平良にや、石川にや、伊差川にや、金城にや、比嘉にや、玉城にや、亀友寿。亀嘉数。

メ九拾七人

(12)天保三年（琉球人行列記）

行列之次第

先はらひ、……楽器箱但し金泥にて楽器の二字あり、……鞭へん但せひばい棒のこと也。大竹長さ一丈ばかり、すへの方二ツ割、半より持所迄丸く、惣朱ぬりにしたる物なり。牌二行板朱なりもんじ金泥なり。……張旗ちやんきい、噴つせな二行、喇叭、銅角たんしあ、鼓二行、……樂童子六人、これ大かたわ美少年なり。十四才より十六才迄唐織のかぎりなき美服を着す。すべて琉球高貴の人の若とのなり。雲上の席にて座樂をつとむ。わけて音律にくわし。皆能書にしてかたわら詩歌をよくす。（登川里之子、譜久村里之子、浜元里之子、宇地原里之子、富永里之子、小緑ころく里之子、至而美少年なり）

樂師富山親雲上、池城親雲上、具志川親雲上、内間親雲上、城間親雲上、樂正伊舎堂親雲上、樂人のかしらなり。琉球の服を着す。……樂正從者、……路次樂人。

(13)天保三年（天保壬辰新録中山聘使略）

今年來聘の從官

樂正伊舎堂親雲上、……樂師五人富山—池城—内間—具志川—城間、樂童子六人譜久村里之子—浜元—登川—宇治原（地）—富永—小緑、……樂正從者浜元、……路次樂人廿一人嘉手納親雲上—瀬底—佐久間筑登之

—嘉数—大城仁屋—新垣—翁長—宮城—糸数—江田—大城—赤嶺—古波藏—高良—石川—伊差川—金城
—比嘉—玉城—龜友寿—龜嘉数。

江戸通りの列隊

第一騎を儀衛正儀間親雲上とす。其次を路次楽とす。左右鞭、次ハ左右張旗、次ハ右銅羅左兩班、次ハ銅角、次ハ左右喇叭、次ハ左右噴呐、次ハ左右鼓又左右鼓、是楽隊也。……第四騎を楽正伊舎堂親雲上とす。此四騎ハ冕を被る。余ハ帕を用ふ。次ハ楽童子六人、楽師四人。

註、琉球人來朝關係書類には天保三年の登城並に上野御宮參詣の行列が記されており、楽人は儀衛正、楽正、楽童子、楽師の順序となっている。

(14) 天保十三年（琉球人行列記）

一行粧の見物わ琉王楽童子その外一体しなの風俗めづらしき衣服、楽器の音声を要とす。天保三辰としの來朝より此度ハ故有之、殊に美々しかりけるとなん。またいつのよに行粧をみんなはかりがたく、実に近代の粧觀なり。（略）無名氏

行列之次第

樂器箱但し金泥にて樂器の二字あり。書翰箱但し地黒ニ白字の織ものなり、鞭（但書略、前に同じ）、牌二行板朱ぬりもんじ金泥なり、張旗、銅羅、兩班、噴呐二行、喇叭、銅角、鼓二行、……樂童子六人、これ大かたわ美少なり。十四才より十六才迄唐織のかぎりなき美服を着す。すべて琉球高貴の人の若とのなり。雲上の席にて座樂をつとむ。わけて音律にくわし。皆能書にしてかたわら詩歌をよくす。（安里里子、

幸地里主、嵩原里主、真壁里子、豊見城里主、玉城里子、至而美少年なり。樂師亀川親雲上、牧志親雲上、浜元親雲上、富永親雲上、城間親雲上、樂正池城親雲上、樂人のかしらなり。琉球の服を着す。……儀衛正伊計親雲上、路次樂奉行也、右琉球の衣冠也。…樂正従者、…路次樂人。

(15)天保十三年(琉球賀慶使略)

江戸通行列隊第一騎を儀衛正伊斗^(計)親雲上とす。その次を路次樂とす。左右鞭、次は左右張旗、次ハ右銅羅左両班、次ハ銅角、次ハ左右喇叭、次ハ左右噴呐、次ハ左右鼓また左右鼓これ鼓吹隊也。……第四騎を樂正池城親雲上とす。この四騎は冕を被る。余は帕を用ふ。次は樂童子六人、樂師四人。

(16)天保十三年(琉球賀慶使略)

樂師亀川親雲上、富永親雲上、浜元親雲上、牧志親雲上、城間親雲上。

樂童子安里里之子、幸地里之子、嵩原^{トケバル}里之子、真壁里之子、豊見城里之子、玉城里之子。

路次樂人与儀親雲上、喜瀬筑登之、湖城筑登之、赤嶺筑登之、比嘉仁屋、金城仁屋、比嘉仁屋、嘉数仁屋、宮城仁屋、当間仁屋、比嘉仁屋、平良仁屋、新垣仁屋、仲村^{ナカンナカレ}渠仁屋、高良仁屋、吳^{フヤ}屋仁屋、小波^{コバツ}津仁屋、大城仁屋、大城仁屋、玉城仁屋。

樂正内親川仁屋。

樂師内宮里仁屋、宮平仁屋、上江州仁屋、宮城仁屋、平良仁屋。

樂人の構成は行列次第や奏樂者から知ることができる。それは樂正、儀衛正、樂師、樂童子から構成された。儀衛正は路次樂奉行で、他は座樂関係のものであった。樂師は普通五人、樂童子は六人であった。

宝永七年(4)・正徳四年(5)の楽童子八人はむしろ異例である。路次楽の楽人数は割に多く、二十人(天保一三(10)、二十一人(天保三(11))の場合があった。楽器は少なかったが、長い道中での宿着、出発の際毎に演奏するので、交替用員を多く擁している必要があった。身分は楽正、儀衛正、楽師は親雲上で、楽童子は里之子であった。ただし宝永七年の例(4)では、楽師に里之子三人がいたが、寛政二年(9)からみて里之子親雲上に相違ない。

使い全体の上からは楽正は正使、副使、賛議官につぐ地位にあり、ついで儀衛正、常翰使、正使使賛、副使使賛、楽師、楽童子となっていたから、楽人たちは重要な存在であり、江戸での奏楽のもつ外交価値の高さがうかがわれる。もちろん騎馬したが、天保三年(12)楽師五人が徒歩であったという琉球人行列記の行列図は誤りであろう。楽童子は十四才から十六才までの若者であった。寛永七年の例をみると、思徳十三才、真志金十四才、思次郎十五才、江洲里主十六才、大里十七才であった(大猷院殿御実紀卷十五)。本史料(4)にみえる小禄里之子(後の豊城親方盛昌)は十六才のとき楽童子に任命されている。彼等はいずれも良家の出身のもので汪楫の「使琉球雑録」には「朝臣之子弟」と記してある。実例としては向氏系譜によれば、本宗今帰仁王子の九世朝盈、十世朝平、十二世朝郁はかつて楽童子に任命されていた。彼らはその時里之子に叙された。楽童子たちは音律に丈けていた上に、書や詩歌をよくした。

將軍の就任、国王の即位があれば慶賀使・謝恩使の派遣は必然だったので、楽人の選定もその一、二年前に終わった。元来伝統的な芸能家から扱ばれたであろうが、江戸出発時までは特訓期となったわけである。たとえば前記朝盈(田嶋親方)は宝暦十一年に楽童子となり、二年後の明和元年に出発している。楽童

子以後樂師、儀衛正、樂正と昇進し、兩三度派遣されることがあったであろう。

服装は樂正、儀衛正は時に唐裝束時に琉球裝束で、他は琉球裝束であった。「唐織のかぎりなき美服を着した」若き樂童子の姿は、全くあでやかであった。樂童子にも形付衣裳は大和めいたものとして禁止されていたのである。

3. 路次樂の吹奏・座樂の演奏

(17) 宝永七年（琉球人行列記）

註、寛延元年版となっているが、謝恩正使が美里王子、慶賀正使が豊見城王子となっている点からみて、宝永七年年行列記である。

行列之次第

鞭へゑん、但せいばい棒の事也。大竹長さ一丈ばかり、すへの方二つわり、半より持所迄丸く、朱ぬりにしたる物なり、一ツわり。

牌はい二行板朱塗文字金泥なり、張旗ちやんきい二行、銅鑼とんろう、兩班りやんはん、唢呐つせな二行、喇叭くいは、銅角とんちやく、鼓く二行、凡琉球人貳百人余、但上中下官ともに印籠一ツ宛さげ申候、扇は朝鮮におなじ。

（次に音樂之次第を記し、更に次の如く記してある）

右路次行列之節宿着に相勤申候、最於御江戸相勤候音樂此書付の内に有之、是ハ路次にてハつとめ申さ

ず候也。

(18) 承応二年（嚴有院殿御実記卷六）

十月廿六日白木書院に出給ふ。松平大隅守光久、薩摩守綱久琉球人等を引つれまうのほり。その国楽を奏し御覽に備ふ。楽は天平楽。万歳楽。難義郎なり。……奏楽つかふまつりし者共へ、時服三つつ纏頭せらる。（三家記、水戸記）

(19) 承応二年（琉球来聘日記抄）

十月廿六日午刻白書院出御、御半袴、祇候之面々何も長袴、松平大隅守、同薩摩守御礼畢而、間之襖障子開之、御簾掛之、重畳之上に御褥敷之御着座、御簾之外御左牧野佐渡守、御右久世大和守、列居、南御縁通に雅楽頭、讚岐守、伊豆守、豊後守并奏者番詰衆祇候、御向之方番頭物頭祇候、于時大隅守、薩摩守出座有之而管絃始る。太平楽、万歳楽、難来郎、右三番有之。

(20) 承応二年（琉球人来朝記）

承応二年巳年十月廿六日天顔快晴

一午后刻御白書院出御常之御肩衣袴

一三之間之東之御襖障子闔之、面々角一ヶ所開之、是所より楽人共為可令出入也。

樂之次第

一番 太平楽

太鼓 思ひとく、どら 思ひがな、二つかね たるかね、ひちりき かうち

各無言ニ而奏之、終退

二番 万歳楽

たいこ、ろう、二つかね、ひちりき

役者右同

発微音唱歌、但非舞曲

三番 難来郎

たいこ 思ひとく、ろう 思ひがな、二つかね たるかね、ひちりき かうち、はんしょう ま三
ら、はんしょう まやまど

右同断

楽者以上七人ニテ三度共ニ七人宛出、内六人者童子也。

右畢而入御。

(21) 承応二年 (通航一覽卷六)

十月廿六日御白書院出御、彼国楽を聴せられ、楽人に綿三領つつ賜はり。

音楽を命ぜられしは、此時をはじめとす。是より永く例となる、楽人の

賜物は、後日老中より光久が家人に渡す。

(22) 寛文十一年 (敵有院殿御実記卷四十三)

八月八日けふ酒井雅楽頭忠清邸に琉球人をめして、その国楽を奏せしむ。(日記、年録)

(23) 天和二年 (常憲院殿御実紀卷五)

(綱吉)

四月十四日琉球人音楽聞召るるをもて、白木書院にわたらせ給ふ。楽は太平楽、万歳楽、難七郎、唐歌二曲、三線哥一曲。事はてて奏楽のともがらに時服給ふ。

(24)天和二年(壬戌琉球拜朝記)

四月十四日南風有。琉球音楽御聴聞之儀、薩摩守率ニ名護王子及琉球十余人ニ登城、白書院御次間東御廊下琉球人抱ニ楽器ニ到置レ之、薩摩守伺ニ候于御次間縁間之南一、名護王子侍ニ坐于縁間屏前一、御次間北御連歌間高家衆及酒井河内守詰衆諸役人列坐、其次間廊下番頭物頭諸役人列坐、白書院御下壇東下ニ御簾ニ構ニ御座一、御正面御次間之北方筑前守豊後守侍坐、南方加賀守山城守侍坐、御正面琉球楽童子之後堀田下総守及奏者番衆侍坐、已刻出ニ御於白書院一、正面御廊下琉球楽童奏ニ楽太平楽一、鞞小鉦手拍手一人交打三物川里之子、鎖唎照屋親雲上、鉦着板一人右打左鳴着板鉦識名里之子、三金三小鉦如品字左手執其柄右手交打野里里主、三板拍板以指鳴之松兼。

万歳楽

鼓小鉦着板浜川 鑼識名 三金野里 三板松兼 鎖唎照屋
難無楽ナンナイラフ

鼓小鉦浜川 鎖唎照屋 鉦着板識名 三金野里 三板松兼
同

鼓小鉦浜川 半笙真満刈 鉦着板識名 三金野里 三板松兼 三板思徳
番歳楽(万)

鞞着板浜川、真満刈 鉦識名 三金野里 三板松兼、思徳

唐歌

立笙浜川、野里 真満刈歌 瑟□瑟以撥識名、思徳 松兼 歌

同

立笙浜川 二線真満刈 三線識名 三線松兼 四線野里 四線思徳

三味線

三線識名、浜川(脱カ) 野里 歌 三線松兼、真満刈(脱カ) 思徳 歌

右唐歌畢有命、使備後守伝命曰、初所奏之太平楽宜再奏之、山城守承之伝命、薩摩守伝之於親方、於是再奏太平楽、而後奏楽既畢入御、薩摩守率名護王子起座、到筑前之守之前、奉射御聽聞之事而各退去、今日城下之市有火、然音楽之儀無滞、余亦登城聞之、其国楽太鄙不足聞之。

(25) 宝永七年(家宣) (文昭院殿御実紀卷八)

十一月廿一日琉人の音楽を聞召給ふとて、大広間にいでたまふ。御よそひは御風折、御小直衣なり。先導、御太刀、御刀の役進見の日のごとし。伺公の輩、四位以上狩衣、御大夫は大紋を着し、其下は布衣、素袍を着す。楽は太平楽、桃花源、不老仙、明曲は揚香、清曲は寿尊翁、清曲正月、琉球三線歌を奏す。松平薩摩守吉貴ならびに琉人等に饗宴を給ふ。事はてて奏楽童子に、時服三つ下さる。(日記、間部日記)

(26) 宝永七年 (通航一覽卷十)

宝永七年十一月廿一日

一 巳後刻大広間出御、御先立井上河内守、御太刀大沢右衛門督、御劍宮原刑部大夫、御上段御着座之後座に、間部越前守、御小姓衆、御太刀役、御劍役

一 御側衆御小納戸衆者、御納戸構に罷在、若年寄衆は西之御椽頼に伺公、松平肥後守、老中松平下総

守下段西之方に着座、御簾中奥御小姓揚之、音楽初る。名帖、太平調、桃花源、不老仙、揚香、寿

尊翁、御所望長生苑、芷蘭香、寿星老、正月、三線歌、午下刻楽畢而御簾垂之、薩摩守は御次、琉

球人は殿上之間江退座、(略)薩摩守并琉球人両使楽人等に至迄御饗応被下、(略)

一 両使は殿上之間下段御料理被下之

一 楽人は柳之間に而御料理被下之、自注三
汁八菜

一 従者は柳之間次に而御料理被下之、自注三(柳宮日)
汁八菜(次記)

(27) 正徳四年(有章院殿御実紀卷十)

十二月四日琉楽を聞せ給ふ。御立烏帽子に小直衣、紫烏襷の御指貫めされ、先導は松平紀伊守信庸、御

太刀は宮原刑部大輔氏義、御刀は堀川兵部大輔広益つかふまつり、大広間に出仕のともがら、装束進見

の時のごとし。かくて琉使及び楽工は殿上の間より出て、中門の廊に座し、松平薩摩守吉貴は下段すゑ

より第五のたたみ東のかたに座す。やがて両使板縁にのぼり、しきみの際にすすみ、楽工もおなじくす

すみてむかひの座につく。このとき奏者番楽はじめよと伝ふ。楽曲は第一万年春、第二賀聖明、第三

楽清朝、第四は明曲王者国・百花開、第五は清曲天初暁・頌皇清、またかさねて仰ありて、楽曲鳳皇吟

・慶皇都、明曲為人子・上蓬萊、清曲一年纔過、琉歌なり。ことはて薩摩守吉貴は御使兩使、樂工は殿上の間にしりぞぎ、かさねて吉貴すすみ出て拜謁し奉り、群臣みな見え奉りてのちいらせたまふ。奏樂のともがらに各時服三賜はり、吉貴には饗をたまふ。殿上の間の下段にて兩使を饗せられ、從者は柳間、吉貴が家人は蘇鉄の間にて給ひ、琉人の奴僕には殿外にて強飯をたまふ。

(28) 正徳四年（薩藩旧記雜錄追記卷四十九、吉貴公御譜中）

十二月四日携_レ琉使_一登_レ宮、琉使奏_ニ音樂_一備_ニ台覽_一、畢而賜_ニ金銀之饗_一於吉貴及兩使、島津久当、肝付兼柄及琉使從者亦賜_ニ饗膳_一。

(29) 正徳四年（通航一覽卷十二）

正徳四年十二月四日琉球人音樂被仰付次第

一兩使并樂人殿上之間より大目付案内、御中門之廊に着しむ。

但如先日、御中門廊疊敷之、衝立を以構之、樂器此所迄薩摩守家來運之、柳之間屏風を以仕切、樂屋とす。

一御向之板椽に疊敷之、兩使御椽敷居際伺公、樂人は御向之の方に列居。

一御奏者番一人板椽に伺公、令指図音樂初。

万年春 鎖_ナ納安慶田親雲上、横_ハ笛喜屋武里之子、横_ハ笛禰_ハ里之子、鼓_ク小_コ銅_ト鑼_ロ新_ニ心_シ 浜川里之子、銅_ト鑼_ロ兩_ニ班_ハ 伊野

波里之子、三金保榮茂里之子、三板久志里之子

賀_カ聖_シ明_{メイ} 鎖_ナ納安慶田、横_ハ笛喜屋武、横_ハ笛禰_ハ里之子、鼓_ク小_コ銅_ト鑼_ロ新_ニ心_シ 浜川、銅_ト鑼_ロ兩_ニ班_ハ 伊野波、三金保榮茂、三板久志

樂清朝（筆者註、万年春役人同前）

王者国、百花開

管喜屋武里之子、胡琴稻嶺里之子

天初曉、頌皇清

長線稻嶺里之子 琵琶禰霸里之子

鳳凰吟（万年春役人同前）、慶皇都（きんあんどろ）

鎖呐安慶田、横笛喜屋武、横笛禰霸、鼓（小銅鑼）浜川、銅鑼（兩班）伊野波

為人臣、為人子、上蓬萊

管喜屋武、二線禰霸、三線保栄茂、三線手登根里之子、四線伊野波、四線久志

一年纔過 長線稻嶺、琵琶禰霸

琉歌 三線保栄茂、三線稻嶺

一音楽相濟而、御上段之御簾、中一間中奥御小姓揚之、薩摩守は御次江退去、両使楽人は大目付案内、殿上之間最前之席に座す。

一音楽勤候琉球人時服被下之旨、於松之間薩摩守江紀伊守達之。

但時服は御暇之節、薩摩守家来江渡之。（琉球人來朝一件）

註、新井白石の「南島志」下卷に、「凡そ宴会必らず楽を備ふ、楽に國中、中国の二部あり、国楽は其唱曲我が里謡の如く其器は則ち三線なり。中国の楽には万年春、賀聖明、喜昇平、樂清朝、慶皇都、永太平、鳳凰吟、

飛竜引竜池宴、金門楽、風雲会等あり。其明曲には則ち王者国、百花開、為人臣、為人子、楊香、寿星老、上蓬萊等の曲あり。其清曲には天初暁、頌皇清、寿尊翁、正月、四季歌等の曲あり。其器は唢呐、横笛、管、鼓、銅鑼、三金、三板、二線、三線、四線、長線、胡琴あり。又路次楽あり。其器は両班、銅鑼、喇叭、銅角、唢呐、鼓あり」とあるのは、宝永七年や正徳四年の奏楽をもとにして、使節の人々から聞いたことによる記述であらう。なお『折たく柴の記』には、宝永八年一月と正徳四年十一月条に江戸上り関係の記事がある。

(30) 享保三年(吉宗) (有徳院殿御実紀卷七)

十一月十五日琉球人の音楽をきこしめされ、并に帰国のいとま下さる。よて緋の御直垂をめされ、戸田山城守忠真先導し、長沢老岐守資親御太刀、桑山豊前守通政御刀をもち、大広間の上段につき給ふ。御簾のうちには近習の輩伺候し、薩摩守吉貴は下段に侍り、越来王子もその辺にて拝謁す。溜詰をはじめ、王子進見のときに出仕の輩、各伺公して音楽きくことをゆるさる。音楽は万年春、賀聖朝、楽清朝。唱歌は日麗中天、春色嬌、乾道泰なり。ふたたび音楽を奏す。鳳凰吟、慶皇都。又唱歌は詩歌事、春霞觴。おほりに琉歌をうたふ。事はてて楽工は殿上間に退く。ほどなく薩摩守吉貴、大隅守継豊拝謁したてまつり。越来王子には山城守忠真して、中山王への御辞を伝えしむ。よて中山王尚敬には銀五百枚、綿五百把を賜ひ、越来王子には時服十を下され、従者には銀三百枚、楽工にはをのゝ時服三たまわる。

(日記、大成令)

(31) 享保三年 (薩藩旧記雜録追録卷五十四、継豊公御譜中)

十一月十五日吉貴・継豊応_二執政之奉書_一、著_二直垂_一、携_二琉使越来及楽童子数輩_一登_レ營、吉宗公出_二御大広間_一、楽童子奏_二音楽_一備_二台覽_一。

(32) 寛延元年 (惇信院殿御実紀卷八)

十二月十八日琉人の奏楽を聞せらる。大納言殿にも共に御直垂めされ、堀田相模守正亮先導し、前田出雲守玄長御太刀、杉浦長門守勝興御刀持。大納言殿御太刀は織田能登守信倉、御刀は関山城守盛時役し、大広間にいでさせ給ふ。上段には御簾をたれ、唐織もて三かさねにつつみし厚畳の四隅にふさつきしをしかる。大納言はふたかさねなり。上段につかせ給へば、中奥小姓三人出て御簾をかかげ、下段西のかたに松平肥後守容貞、井伊備中守直禊并宿老列侍し、西縁には少老陪従し、近習の群臣は皆おましうしるに坐す。又下段東かたには薩摩守宗信、同じ縁の東に具志川王子座につき、二の間障子の際に四位譜第衆、次に五位のともがら、三の間に布衣侍、法印法眼の医員。西の縁には高家、四位鷹の間詰。南の縁には五位鷹の間詰。芙蓉の間伺候群臣各列に坐し、琉球の楽師は御ましのむかふのかたに列居す。時に奏者番楽奏せよと伝へて奏す。楽は万年春、賀聖朝、楽清朝。唱歌は日麗中天、春色嬌なり。また仰言ありて奏樂す。鳳凰吟、慶皇都、唱歌は奉霞觴、詩家事なり。琉歌もありて、みな殿上の間にしりぞく。宗信またすすみ出て見え奉りて後、内殿に入給ふ。この後宿老少老二の間に出て座につくとき、宗信王子を伴ひて闕の内に出れば、右近将監武元仰ごと奉はりて、御継統の慶賀に遠く使奉り、よろこびおぼしめし、中山王に物賜はるよしを伝ふ。其賜ものは、中山王に白銀五百枚、綿五百把。王子には白銀二百枚、時服十。従者にはすべて白銀三百枚。奏樂の者にはさらに各時服三づつ賜へり。宗信王子と共に謝し奉りてしりぞく。やがて宗信に帝鑑の間にて饗をたまひ、殿上の下段にては王子を饗せられ、柳の間にて従者を饗せらる。また宗信が家人には、蘇鉄の間にて各菓子、吸物、酒を賜ふ。琉人の奴隸

には、玄関の前にて強飯をたまふ。(日記)(註、唱曲に乾道泰脱か。(42参照))

(33) 明和元年(家治) 浚明院殿御実紀卷十)

十一月廿五日琉球人の音楽聞しめさる。松平右京大夫輝高先導し、由良播磨守貞整御太刀、平岡対馬守頼長御刀をもち、大広間に出給ふ。上段には御簾をたれ、下段西のかたに、溜詰をはじめ宿老列侍し、西の縁には少老陪侍し、簾内には近習の群臣すべて陪従す。松平薩摩守重豪は下段東のかた縁の向に座し、読谷山王子は鬨の東の方に坐し、二の間障子きはに四位の譜第衆。二の間に五位の群臣、三の間布衣の諸士、法印法眼の医師。西縁には高家、鴈間詰の四位。南縁には鴈間詰の五位。芙蓉間に候する群臣等をのく祠候し、琉球の楽工は板縁に列座す。奏者番牧野遠江守康満奏楽せよと伝ふ。其次第は第一奏楽万年春、第二奏楽賀聖朝、第三奏楽楽清朝、第四明曲天初曉紗窓外、第五唱曲。また奏曲あり。第一鳳凰吟、第二慶皇都、第三清曲五唱歌、第四明曲論治、第五琉歌。楽曲闕りてのち、銀五百枚、綿五百把を中山王尚穆に給ひ、御継統によりて使献りたるを、よろこびおぼすむねを仰下さる。読谷山王子に銀二百枚、時服十そへて賜はり、銀三百枚はこたび来りし琉人にあまねくたまふ。楽師どもには時服三づつ給はる。薩摩守重豪は帝鑑間にて饗宴給ひ、殿上間下段にて王子を饗し、柳間にて王子の従者に饗を賜ひ、重豪が家人には蘇鉄間にて饗せられ、をのく菓子、吸物、酒を給ふ。琉人の奴僕には強飯をたまふ。出仕の群臣装束は引見の時のごとし。(日記)

(34) 寛政二年(家斉) 文恭院殿御実記卷九)

十二月五日琉球人の音楽聞しめされ、かつ御暇賜はり、中山王へ銀五百枚、綿五百把。宜野灣王子に時

服十、銀二百枚。其他従者楽人どもに銀、時服たまひ、松平豊後守齊宣をはじめ、琉球人及び同じ家士等菓子賜ふ。下官へは強飯下さる。又其事によて溜詰、譜第の輩、詰衆、奏者番謁見参府の節に同じ。

(35) 寛政八年(文恭院殿御実紀卷廿一)

十二月九日表に出まし、琉人音楽聞し召れ、いとま給ふにより、溜詰、普第衆、布衣以上、法印法眼の医まうのぼり、大広間に出たまひ、下段に松平豊後守齊宣。縁頼に大宜味王子。次間及び縁頼に出仕のともがら座しさて奏楽あり。楽帖。第一奏楽万年春、唄多嘉山親雲上、笛具志堅里之子、笛安里里之子、鼓(小銅鑼鉞子)森山里之子、銅鑼(檀板鑼子)浜元里之子、韻鑼垣花里之子、挿板今帰仁里之子。第二奏楽賀聖明、唄多嘉山親雲上、笛具志堅里之子、笛安里里之子、鼓(小銅鑼鉞子)森山里之子、銅鑼(檀板鑼子)浜元里之子、韻鑼垣花里之子、挿板今帰仁里之子。第四唱曲福寿頌、昇平調三絃浜元里之子、琵琶森山里之子。第五唱曲太平頌、洋琴今帰仁里之子、三絃具志堅里之子、琵琶安里里之子、胡琴浜元里之子。又奏楽帖。第一奏楽鳳凰吟、唄多嘉山親雲上、笛具志堅里之子、笛安里里之子、鼓(小銅鑼鉞子)森山里之子、銅鑼(檀板鑼子)浜元里之子、韻鑼垣花里之子、挿板今帰仁里之子。第二奏楽慶皇都、唄多嘉山親雲上、笛具志堅里之子、笛安里里之子、鼓(小銅鑼鉞子)森山里之子、銅鑼(檀板鑼子)浜元里之子、韻鑼垣花里之子、挿板今帰仁里之子。第三唱曲青山曲、二絃安里里之子、三絃浜元里之子、四絃森山里之子、洞簫具志堅里之子。第四唱曲新囃。提箏垣花里之子、三絃森山里之子、月琴具志堅里之子、胡琴安里里之子。琉歌、三絃森山

里之子、三絃浜元里之子なり。はてて琉人退去し、豊後守齊宣謁見し奉りて奥に入らせ給ひ、中山王へ御返詞、白銀五百板、綿五百把贈らるる旨安藤対馬守信成これを伝へ、又大宜味王子に白銀二百枚、時服十。従者中へ白銀三百枚。奏楽せし伶人どもへ時服二づつたまはりぬ。席々にして菓子酒吸物をたまはり、下官等へは玄闕前及び下馬にて強飯を与へらる。

(30)天保三年(通航一覽統輯卷二)

天保三年閏十一月七日琉球人音楽并御暇の次第。

一琉球人音楽被聞召、且御暇被下ニ付而登城。

一御向之縁ニ疊敷之、豊見城御縁御敷居之際東之方ニ伺公、琉球人は御向列居。

一御簾卷上音楽始、畢而琉球人相退、御簾垂之、其後又琉球人罷出、御簾卷上二度目音楽始候事。但入

御之節御簾垂候ニ不及。

一音楽始御奏者番勤之。

一楽畢而琉球人殿上間江退去。(略)

(楽名)

万年春 賀聖明 楽清楽

感恩沢 福寿歌 慶盛世

鳳凰吟 慶皇都 頌太平

古囉古囉

(37) 天保十三年（慎徳院殿御実紀卷六）^{（家慶）}

十一月廿二日琉球人音曲聴聞。御暇なり。音曲済て松平大隅守父子謁見す。中山王へは銀五百枚、綿五百把。右大将殿より綿百把。浦添王子へ銀二百枚、時服十。右大将殿より綿百把。従者へ銀三百枚。音曲つとめし楽人どもへおのく時服二を下さる。さて席々にて菓子吸物酒を下さる。其他下官へ強飯をあたへらる。

(38) 嘉永三年（慎徳院殿御実紀卷十四）^{（家慶）}

十一月廿二日琉球人音曲聴聞あり。かつ御暇下さる。よてもうのぼる人々は前日拝礼のをりのごとし。大広間へ両御所出たまひて音楽聴聞あり。はてて中山王へ白銀五百枚、綿五百把。玉川王子へ銀二百枚、時服十。従者中へ銀三百枚。伶人どもへ時服三づつ贈らせられ、松平大隅守、同じき修理大夫、玉川従者、大隅守家人川上筑後へ席々にて菓子、吸物、酒を下され、玄関前大手下馬にて下官のものへ椀飯を下さる。

江戸上りの音楽は路次楽と座楽の二種であった。(17)は路次楽に関する史料である。路次の行列に際し、宿所に到着するとき、あるいは出発するとき華かに吹奏した。路次楽奉行たる儀衛正のもとに、二十名内外で構成され、約半分づつが交互に吹奏した。楽器は管楽器の唢呐、喇叭、銅角と打楽器の銅鑼、両班鼓と大体固定していた。中心となったのはフォルテの壮大な音を出す唢呐で、座楽同様地位の高い親雲上が担当した。

路次楽は江戸城での進見、奏楽の登城時にも吹奏されたが、楽人は二列で行進した。正徳四年(5)の登城

には、銅鑼、銅角、喇叭、嗩吶、鼓、鼓の各二列十二人が参加し行列を飾った。宝永七年(17)の場合は、銅鑼、両班、喇叭、銅角は一人となっているが、通航一覽卷九の同年十一月十八日条では、両班は欠き、他は二列となっている。

奏樂は進見二日以後に行なわれた。江戸城内大広間か白書院が奏樂場となり、普通午刻(正午)に開始された。樂屋は柳の間に屏風で仕切って造られ、樂器は薩摩守の家来によって、中門廊下まで運ばれた。將軍及び世子をはじめ、譜第衆、五位の群臣、布衣の諸士、法眼法印の医者衆、高家、その他の群臣が参加した。將軍以下の服装は進見時と同じであったが、時によりかなりの変化があった。承応二年(20)の肩衣袴(上下)は江戸時代の公然の礼服であり、袴には長袴と半袴があった(19)。宝永七年(25)と正徳四年の直衣と風折烏帽子は略式に近いが、常服でなかった。四位以上の狩衣も正服である。また享保三年(30)と寛延元年(32)の直垂も、侍従以上の礼服であった。以上装束の点からみて、奏樂は礼服で臨む盛儀で、幕府が重要な外交儀礼としていたことがわかる。その中で、正使・樂正の唐装束、樂師と樂童子の琉装は異国風の服装として目を引いたにちがいない。

奏樂が初めて行われたことについて、通航一覽の承応二年十月廿六日条に、「音楽を命ぜられしは、此の時をはじめとす。是より永く例となる」とあるから(21)、江戸上り第四回目からのことである。それが事実なら、琉球来聘日記抄寛永廿一年六月廿九日条(1)にみえる「樂人十六人」は、路次樂人のことになるが、はたしてそうみてよいだらうか。なお白書院における奏樂の座次の一例を示すと、次のようである。(天和二年の場合)

奏楽終了後、国王、正使、その従者及び楽人に賜物並びに饗応があった。楽童子に時服三を賜わること
 は、承応二年にはじまっているが(18)、享保三年(30)からは、国王に銀五百枚、綿五百把、正使に時服十(明
 和元年からは銀二百枚を加う)、従者全体に銀三百枚、楽童子に時服三を賜わることがほぼ固定化した。

奏楽は前將軍及び世子の居所たる西丸や薩摩屋敷その他でも行なわれた。寛文十一年には楽人の登城が
 あったが奏楽はなかったらしく、その後幕命により酒井雅楽頭郎で行なっている(22)。

宝永七年の慶賀使豊見城王子と謝恩使美里王子は、八月八日鹿兒島において東照宮及び南泉院神主殿に
 詣でて座楽を奏し、閏八月六日太守島津吉貴に献膳の
 際座楽を奏した。江戸では十一月二十一日公式の奏楽
 をした後、十二月六日島津吉貴に献膳した時と、翌七
 日太守夫人陽和院信証院二位に面謁したときに奏楽し、
 さらに十五日にも太守夫人の前で座楽を奏している。
 そのとき後の毛氏豊城親方盛昌や、毛氏内間親方安債
 は楽童子(里之子身分)として参加して賜物を受けて
 いる(両毛姓)。また通事玉城朝薫は薩摩屋敷で女踊り
 の「くりまへおどり」を踊っている(琉球使者記琉球書
 簡并使者接待楽章)。

宝暦二年の謝恩使今帰仁王子は、七月十八日路次楽
 之伍を以て鹿兒島城に登り太守島津重年に朝覲し、七

北

御上壇	白書院	高家衆	諸役人	諸役物	諸役人	路	上	琉球楽童座	琉球人
							御次	山城守	四五人
御	小納戸衆	土頭衆	後豐	諸衆	諸衆	諸衆	下	薩摩守	琉球人
							加賀守	四五人	
備後守	若老中	若老中	薩摩守	薩摩守	薩摩守	薩摩守	緑間	樂器	樂器
中奥衆	中奥衆	中奥衆	中奥衆	中奥衆	中奥衆	中奥衆	中奥衆	中奥衆	中奥衆

南

天和二年奏楽之座次
 (壬戌琉球拝朝記より)

月二十五日の太守に対する進膳時には、音楽、漢躍、球躍を奏している。江戸では十二月十五日路次樂之行伍で將軍徳川家斉、世子家慶に朝覲し、十八日には奏樂した。そして二十二日には芝の薩摩屋敷において島津重年に献膳し、奏樂、漢躍、球躍を行なっている(向氏系譜、十世朝義条)。こうした例は頗る多いが、逆に使いや樂人たちは、薩摩、伏見、江戸の島津邸を中心に、能、狂言、囃子などを觀賞することができ、沖繩芸能に日本芸能を混溶させる途を開いた。こうした日琉芸能の交流の面では、江戸上りは大きなメリットがあつたと言えよう。

4. 樂曲目・樂器

(39)寛文十一年(通航一覽卷七)

八月八日、於酒井雅樂頭宅、琉球人に被_二仰付_一樂之番付

一樂五道 太平樂、万歳樂、同、難来郎、同

一可々_々樂四道 送親々、一更裡、想思病、為学当(柳營日次記 玉露叢)

(40)宝永七年(琉球国来聘使日記、琉球来使記、琉球人来朝關係書類一)

庚寅年十一月廿一日奉奏樂之名帖

太平調 樂

噴唎照屋親雲上 横笛内間里之子 同津瀨里之子 鼓小銅鑼新心伊舎堂里之子 銅鑼両班小祿里之

子 三金根路銘里之子 三板野国里之子

桃花源 楽

役付右同断

不老仙 楽

役付右同断

楊香 明曲

管伊舎堂里之子 胡琴内間里之子

寿尊翁 清曲

長線津瀬里之子 琵琶伊舎堂里之子

終

右之外御所望

長生苑 楽

役付太平調同断

芷蘭香つらんひやん 楽

役付右同断

寿星老 明曲

管伊舎堂里之子 二線小祿里之子 三線内間里之子 同津瀬里之子 四線根路銘里之子 同野国里

之子

正月 清曲

長線小祿里之子 琵琶根路銘里之子

三線歌

三線内間里之子 同津瀨里之子

(右畢而同日樂人十六人江時服三領宛被下候―通航一覽卷九)

(41) 宝永七年 (琉球人大行列記)

音樂之次第

太平調樂凡七人ニ而相勤申候、桃花源右同断、不世老^{ぶうす}右同断、楊香明曲式人ニ而、壽尊翁清曲同断、長生苑七

人ニ而勤之、芷蘭香樂七人程ニ而勤之、壽星老明曲右同断、正月清曲式人、三線歌^{さんすんごう}

右路次行列之節宿着に相勤申候。最於御江戸相勤候音樂此書付の内ニ有之、是ハ路次にてハつとめ申さ

ず候也。

註、本音樂之次第を琉球人大行列記は明和元年、寛政二年次のもの、また琉球人行列記は天保三年及天保十三年のものとしているが、樂曲名からみて宝永七年(40)のものである。

(42) 寛延元年 (琉球聘使記追記、琉球人来朝之記、琉球人来朝記)

十二月十八日音樂目

万年春 賀聖明 樂清調 日麗中天 春色嬌 乾道泰 鳳凰吟 慶皇都 奉霞觴 詩家事 琉歌

(43) 宝曆二年（琉球来使記）

十二月十九日、昨日琉球人江被仰付候音楽之次第
奉奏楽曲之名帖

第一奏楽

万年春

唄 唎瑞慶田親雲上 笛 喜屋武里之子 同立津里之子 鼓小銅鑼 幸地里之子 銅鑼檀板 東風平里之子
韻 鑼 摩文仁里之子 挿板 真境名里之子

第二奏楽

賀聖明（役付万年春同）

第三奏楽

楽清朝（役付万年春同）

第四唱曲

千歳爺明曲、紗窓外月明曲

洞簫 立津里之子 三絃 幸地里之子 琵琶 東風平里之子 洋琴 摩文仁里之子

第五唱曲

為人子清曲

洞簫 喜屋武里之子 三絃 東風平里之子 二線 幸地里之子 四線 立津里之子

台命

又奉奏樂曲之名帖

第一奏樂又奏

鳳凰吟（役付万年春同）

第二奏樂

慶皇都（役付万年春同、但笛立津里之子不加）

第三唱曲

四時採茶清曲

三絃幸地里之子 琵琶東風平里之子

第四唱曲

四曲兒清曲

胡琴立津里之子 三絃幸地里之子 月琴喜屋武里之子 提箏真境名里之子

琉歌

三線幸地里之子 同立津里之子

(44)寬政二年（甲子夜話卷三十八）

十二月五日奏樂帖

第一奏樂

万年春

唄新川筑登之親雲上 笛渡慶次里之子 笛小波津里之子 鼓小銅鑼子 国頭里之子 銅鑼檀鑼子 伊舍堂里之子 挿板伊是名里之子

第二奏樂

賀聖明 (役付万年春同)

第三奏樂

樂清朝 (役付万年春同)

第四唱曲

天初曉

三絃国頭里之子 琵琶渡慶次里之子

第五唱曲

紗窓外、春大景

洋琴上間里之子 三絃伊舍堂里之子 琵琶小波津里之子 洞簫渡慶次里之子

又奏樂

第一奏樂

鳳凰吟 (役付万年春同)

第二奏樂

慶皇都（役付万年春同）

第三唱曲

邦家調

二絃国頭里之子 三絃伊舍堂里之子 四絃渡慶次里之子 洞簫小波津里之子

第四唱曲

奉霞觴

提箏伊是名里之子 三絃国頭里之子 月琴上間里之子 胡琴伊舍堂里之子

第五唱曲

琉歌

三絃渡慶次里之子 三絃伊舍堂里之子

(45)天保三年（琉球人来朝関係書類一、琉球人音楽）

十二月五日奏樂儀注

万年春 聖賀明 楽清朝

唢呐城間筑登之親雲上 鼓登川里之子 銅鑼宇地原里之子 韻鑼富永里之子 挿板小祿里之子 笛

譜久村里之子 笛浜元里之子

唱曲儀注

感恩沢

三絃浜元里之子樂師 琵琶登川里之子樂師

福寿歌、慶盛世

瑤琴小祿里之子樂師 三絃登川里之子樂師 琵琶浜元里之子樂師 胡琴宇地原里之子樂師

奏樂儀注

鳳凰吟、慶皇都（役付万年春同）

唱曲儀注

頌太平

二絃宇地原里之子樂師 三絃登川里之子樂師 四絃譜久村里之子 洞簫浜元里之子

同

古囉囉

提箏富永里之子樂師 三絃浜元里之子樂師 月琴譜久村里之子樂師 胡琴登川里之子樂師

同

琉歌

三絃浜元里之子樂師 三絃登川里之子樂師

註、天保壬辰新鍔 中山聘使略には唱曲として春佳景、開元霄、雜囉をあげている。

(47) 天保三年（琉球国来聘記、天保壬辰新鍔 中山聘使略）

閏十一月七日奏樂、樂器次第

三金 三板 銅鑼 鼓かう小銅鑼 金鑼 韻鑼 兩班 插板 鈸子 想思板四竹 琵琶 胡琴 洋琴 月琴

提箏 二絃 三絃 四絃 二線 三線 四線 長線 擦絃 胡弓 弓子 嗩吶 橫笛 管 簫 十二律

註、外に瑤琴、瑟、洞簫、提箏、立笙などが通航一覽に記されている。また路次楽器に、喇叭、銅角などがある。

更に寛延元年琉球人来朝之記には路次楽器六種、座楽器十七種名が記され、また同年の琉球聘使記追記の十二月十八日記には、十三種の樂記名が記されている。

(48) 宝永七年（琉球聘使記）

十一月二十一日薩侯又率美里等奏其国伎於御前、（樂曲の名帖琉球来使記に同じ）

其樂器横笛長二尺三四寸許、兩頭繫紅絨、有流蘇。

銅鑼二枚、雙懸架上、架兩端先懸兩班、狀如擲子、右桴、鼓下有牀、々右起架、架懸小銅鑼、

而鼓左畔安新心、新心狀復類小銅鑼、搥鼓者、間敲二器、以為節。

三金其形如品字、下有柄、亦有杖擊鳴、盖雲鑼類也。

三板即拍板、金鑼如仰盃、管長二尺許、其声如尺八、而低。

胡琴七絃、絃設柱如瑟、下有脚、枝軋憂作声、豈琴邪。

琵琶似北方者。四隔、円如横筒、更設九柱子其腹、極卑而五長四短、手擲不用撥、鳳眼極纖、

搖則鏗爾有声、想其腹中一有物、是為異耳。

三線長一尺七八寸許、二線類之。

長線、四線皆長三尺許、諸絃声皆不甚響亮云。

(50) 天保三年（琉球人来朝関係書類一、琉球人音楽）

踊組

琉踊

一 団踊 立津里之子 崎山子

一 麿踊 渡慶次筑登之

一 笠踊 立津里之子 崎山子

一 御代治口説 城間親雲上

一 打組踊 立津里之子 崎山子 城間親雲上 徳田親雲上

唐踊

一 打花鼓^{タフアクク} 大相公德田親雲上 老公城間親雲上 老婆立津里之子 宦官許田親雲上

用意

琉踊

一 四ツ竹踊 立津里之子 崎山子

一 柳踊 立津里之子 崎山子

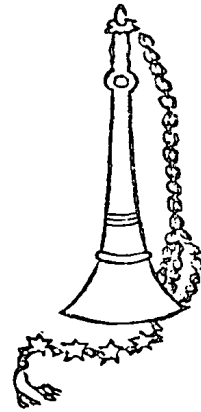
一 節口説 渡慶次筑登之

用意

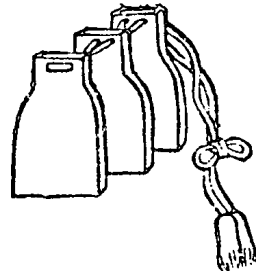
唐踊

琉球座樂器圖

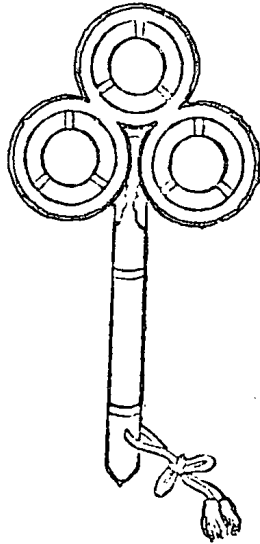
鎖 衲



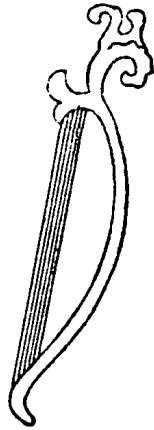
三 板



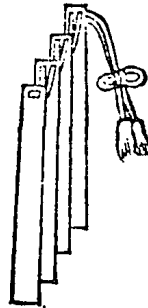
三 金



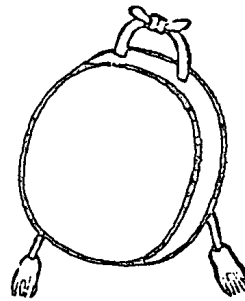
弓 子



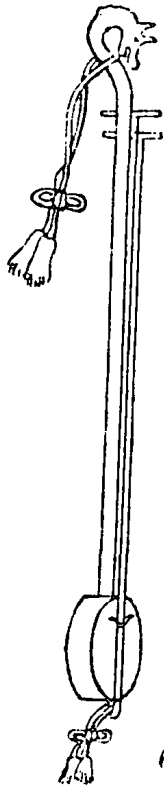
兩 班



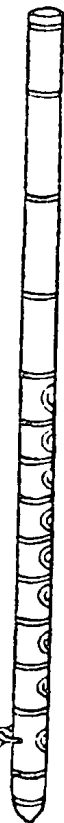
金 鑼



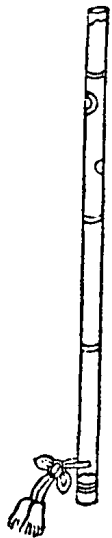
二 線



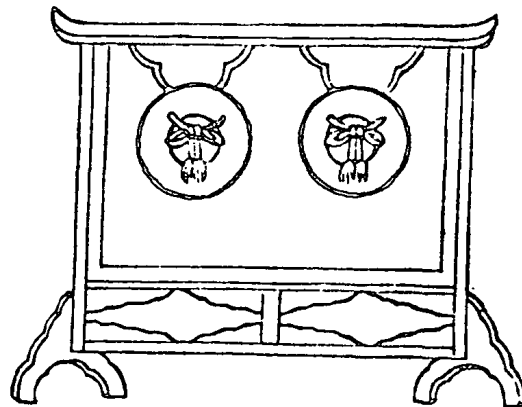
橫 笛

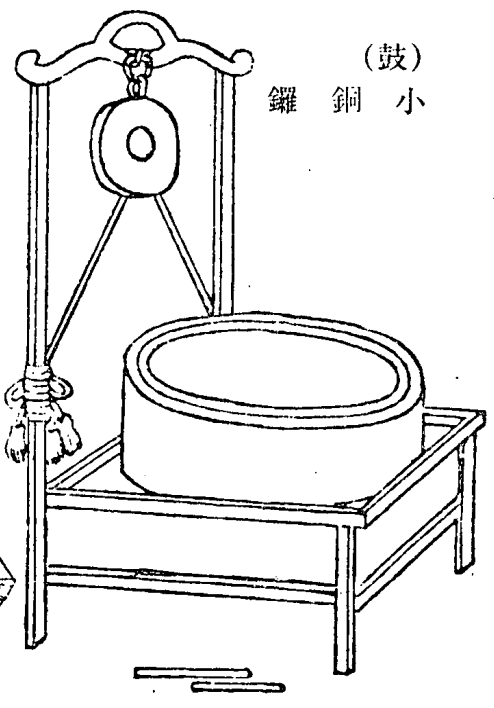
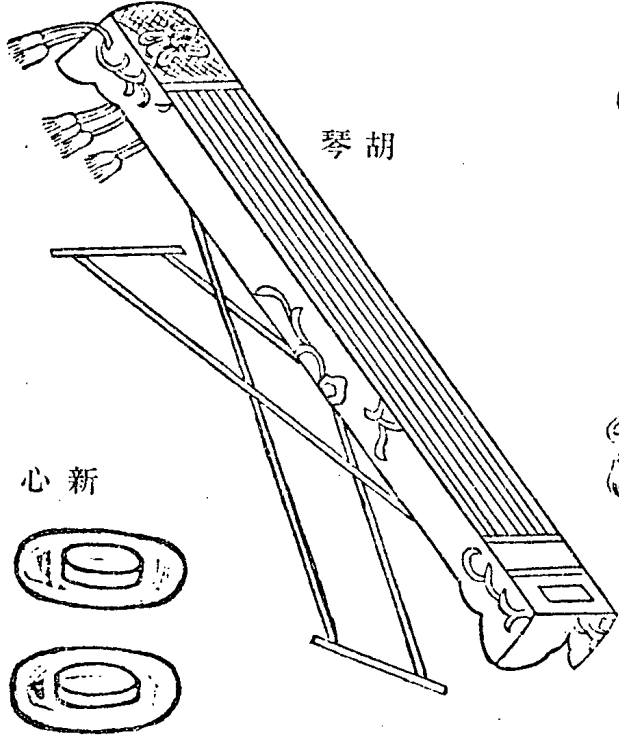
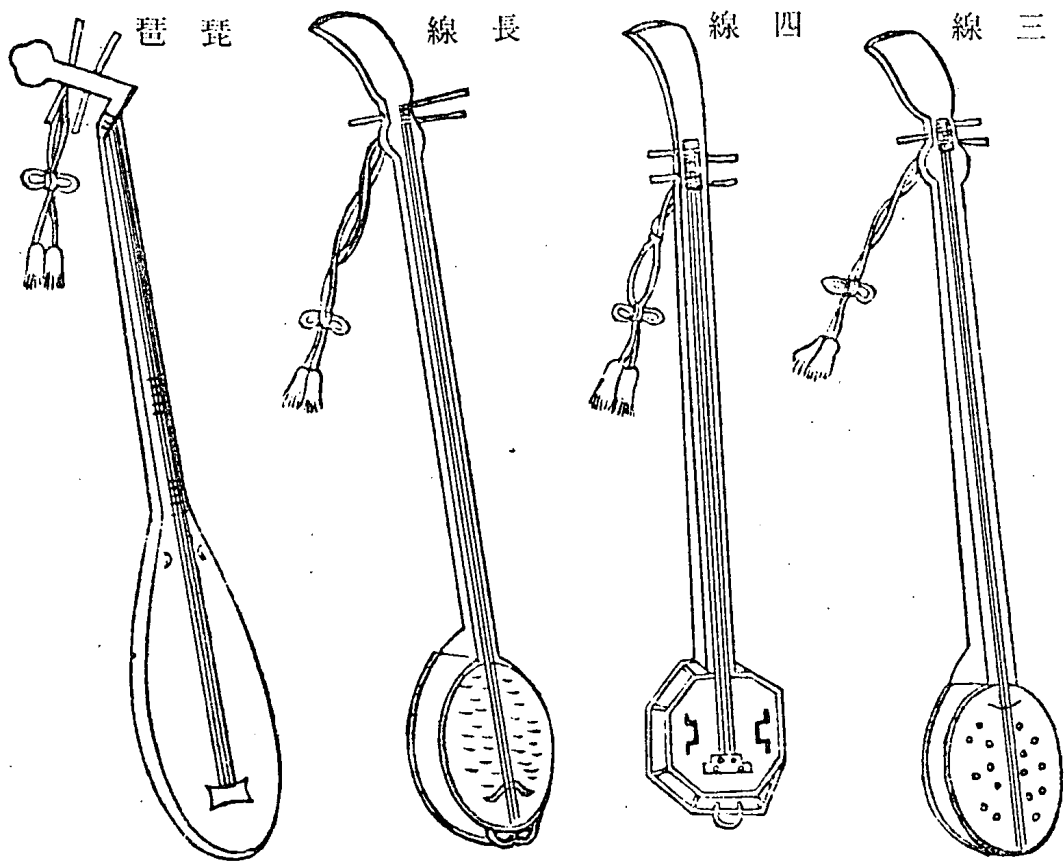


管

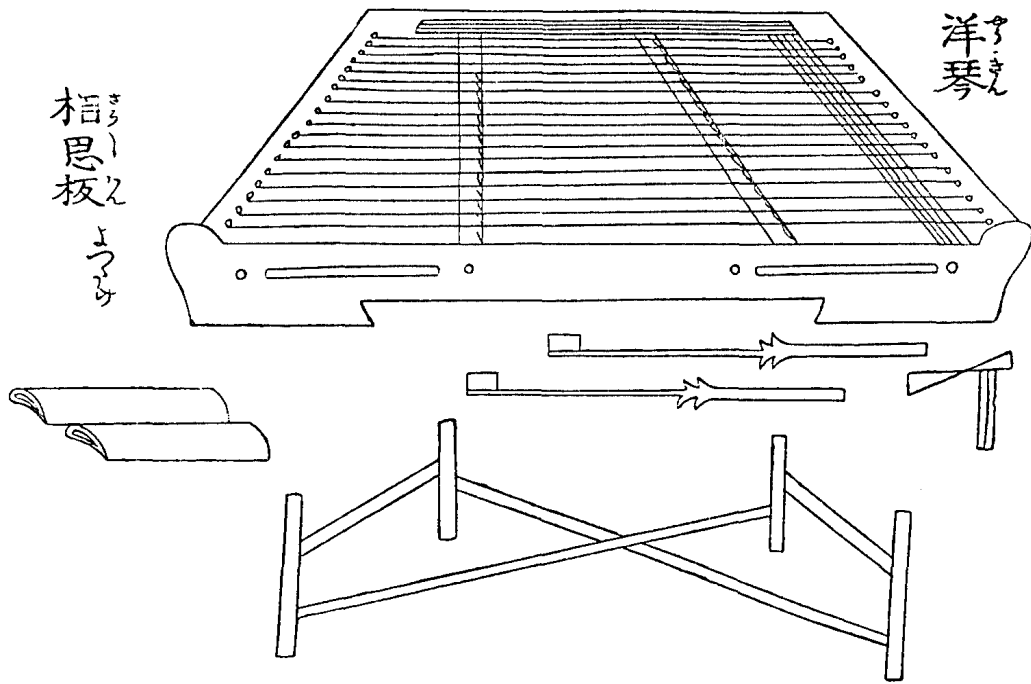
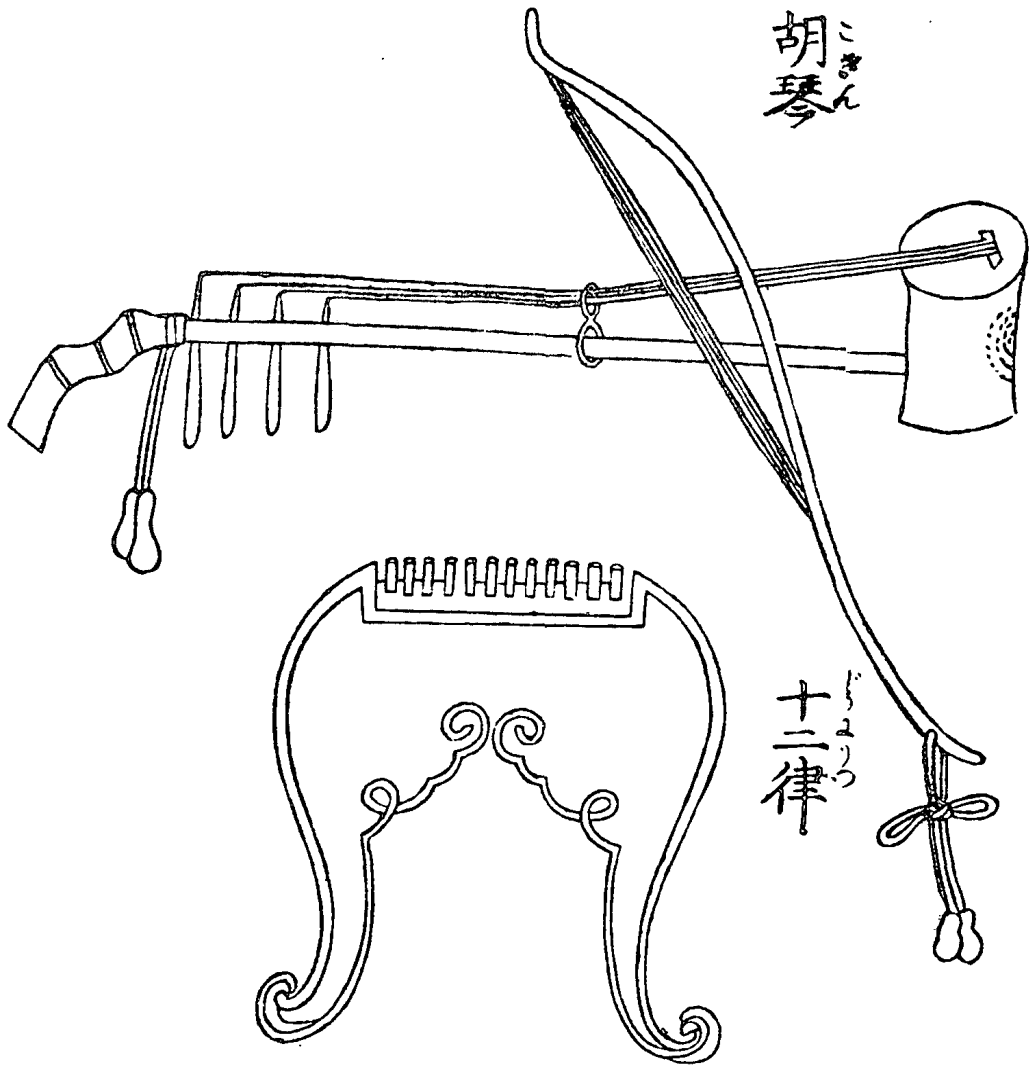


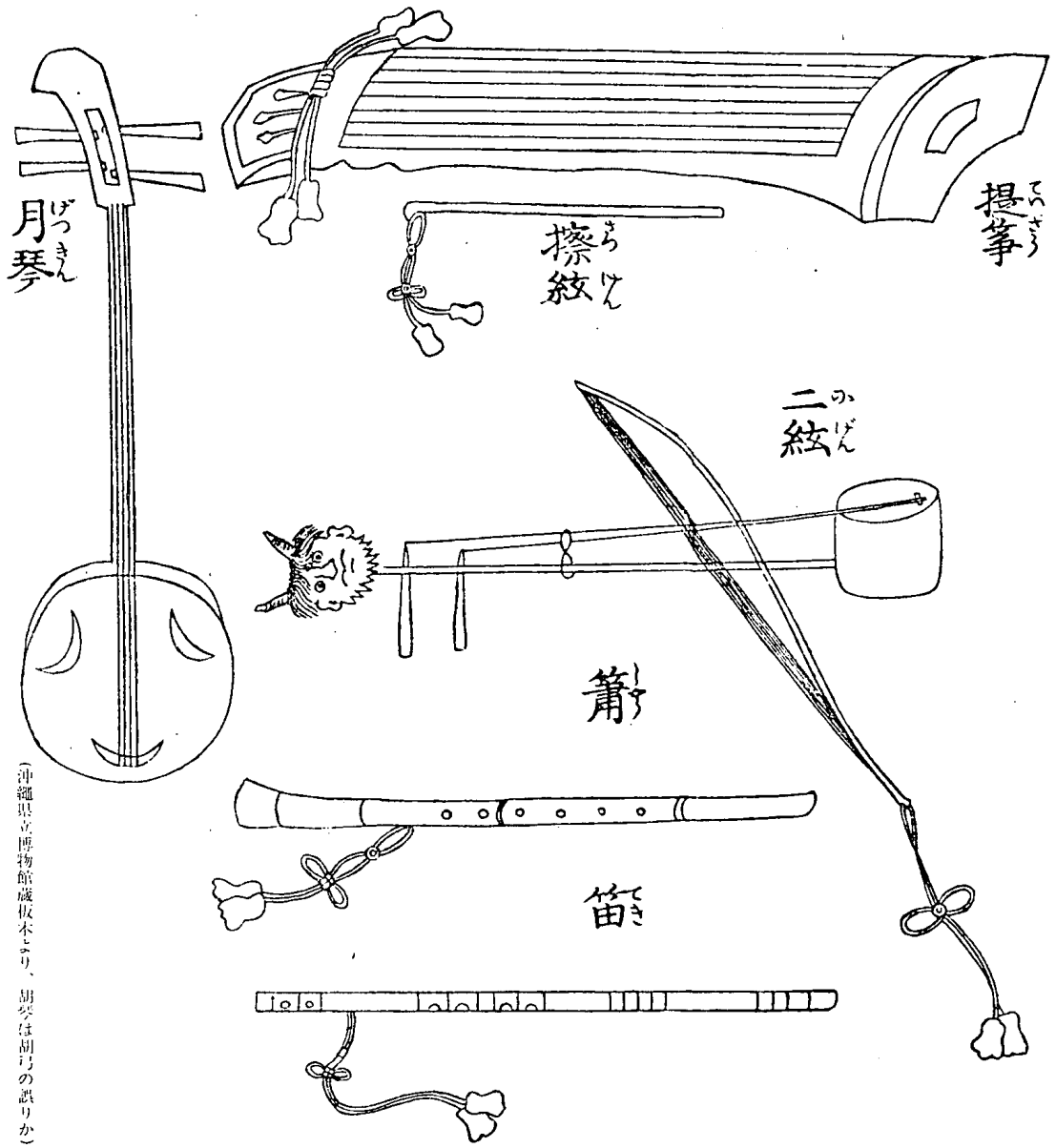
銅 鑼





(通航一覽卷十、
天保壬辰新鍔
中山聘使略より)





(沖縄県立博物館蔵板本より、胡琴は胡弓の誤りか)

一風箏記フンゾウアンキ

狀元渡慶次筑登之 正旦屋嘉比親雲上 小旦立津里之子 梅香崎山子

一借衣鞭サイインハイ

實相許田親雲上 相公德田親雲上 娘子立津里之子 小妹崎山子 朋友屋嘉比親雲上 朋友

渡慶次筑登之

用意外

琉踊

一網打踊 城間親雲上

一伊計離ふし踊 立津里之子 渡慶次筑登之

一口説はやし 徳田親雲上

踊組

琉踊

一団踊 立津里之子 崎山子

一麾踊 名嘉地里之子 渡慶次筑登之

一御代治口説 名嘉地里之子

一打組踊 立津里之子 崎山子 城間親雲上 徳田親雲上

唐踊

一打花鼓 大相公德田親雲上 老公城間親雲上 老婆立津里之子 宦官許田親雲上

一和番タウハン 国舅爺瀬名玻親雲上 王昭君名嘉地里之子 馬夫許田親雲上 梅香崎山子 阜隸渡慶次親雲上

同屋嘉比親雲上

用意

琉踊

一四ツ竹踊 立津里之子 崎山子

一柳踊 立津里之子 崎山子

一節口説 名嘉地里之子 渡慶次筑登之

用意

唐踊

一朱買臣 朱買臣池城親雲上 老婆名嘉地里主 童子立津里之子 同崎山子 長班屋嘉比親雲上 役夫渡

慶次親雲上 阜隸城間親雲上 同許田親雲上 欽差官瀬名波親雲上

用意外

琉踊

一かすかけ踊 立津里之子 崎山子

一下り口説 名嘉地里之子

用意外

唐踊

一借衣靴 相公德田親雲上 娘子立津里之子 同名嘉地里之子 小妹崎山子 朋友屋嘉比親雲上 同渡

慶次筑登之

一風箏記 狀元渡慶次筑登之 正旦屋嘉比親雲上 小旦立津里之子 梅香崎山子 實相許田親雲上

(50') 席書 浦添親雲上 登川親雲上

同 国頭里之子 玉里子

座楽 鼓登川親雲上 銅鑼浦添親雲上 韻鑼長嶺子 插板宮城筑登之 笛国頭里之子 同義元里之子

琉躍 宮城筑登之

女菊見をどり 長嶺子 歌三味線石原里之子 同野村子 笙生仲原親雲上

二才笠をどり 伊波子 本村子 歌三線石原里之子 同野村子 笙生仲原親雲上

女柳をどり 翁長子 歌三味線禰霸里之子 同山城里之子 笙生具志堅筑登之

二才無手をどり 伊波子 本村子 歌三味線石原里之子 同野村子 笙生仲原親雲上

女団羽おどり 翁長子 儀間子 歌三味線禰霸里之子 同山城里之子 笙生具志堅筑登之

唐躍

打花鼓 宦人嵩元里之子 使伊波子 馬夫津嘉山里之子 婦人宮城筑登之 唐歌義元里之子 笙生仲原

親雲上

笠盜 宦人津嘉山里之子 供義元里之子 笠盜人嵩元里之子 笠主伊波子

(51) 天保三年(天保壬辰琉使諸記―燿輝燿燿地十集之五)

閏十一月十二日於薩州館

奏楽儀注

万年春 賀聖明 楽清朝

登川里之子 城間筑登之 宇地原里之子 譜久村里之子 富永里之子 浜元里之子 小祿里之子

唱歌儀注

打組躍 立津里之子 崎山子 城間親雲上 徳田親雲上

唐躍 国舅爺瀬那波親雲上 王昭君名嘉地里之子 馬夫許田親雲上

和番 梅香崎山子

打花鼓の後に 出る 早隸渡慶次筑登之 同屋嘉比親雲上

打花鼓和番の前に 出る 大相公德田親雲上 老公城間親雲上 老婆立津里之子 宦官許田親雲上

以上畢

曲目は奏楽と唱歌及び琉歌に分れていた。曲の種類は左の如くである。

楽 太平調 桃花源 不老仙 芷蘭香 不世老 万年春 賀聖明 楽清調 鳳凰吟 慶皇都 長生苑

唱歌 揚香 寿星老 千歳爺 紗窓外月 寿尊翁 正月 為人子 為人臣 日麗中天 春色嬌 乾道泰

詩家事 天初曉 感恩沢 福寿歌 慶盛世 頌太平 古囉々 四時採茶 四曲兒 春佳景 鬧元宵

王者国 百花開 頌皇清 上蓬萊 一年纔過 論治 新囉 明良時 昇平調 功德頌 熙朝治 擊

壤歌 邦家調 春大景 青山曲

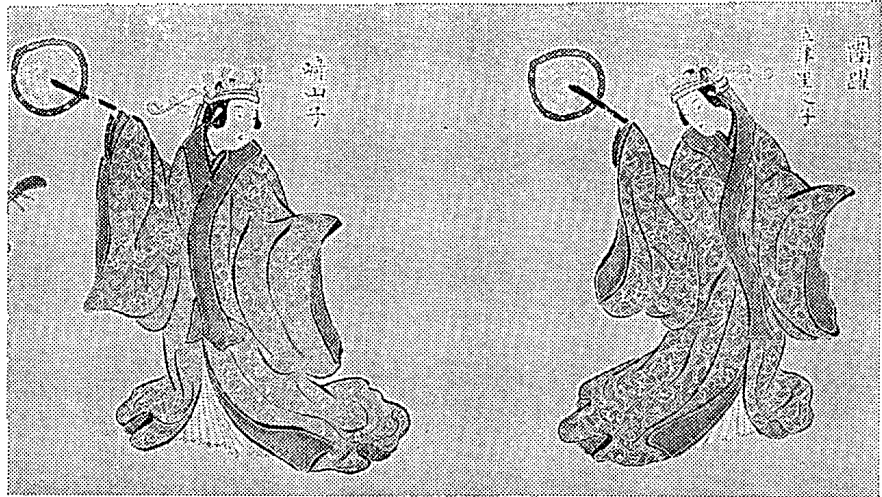
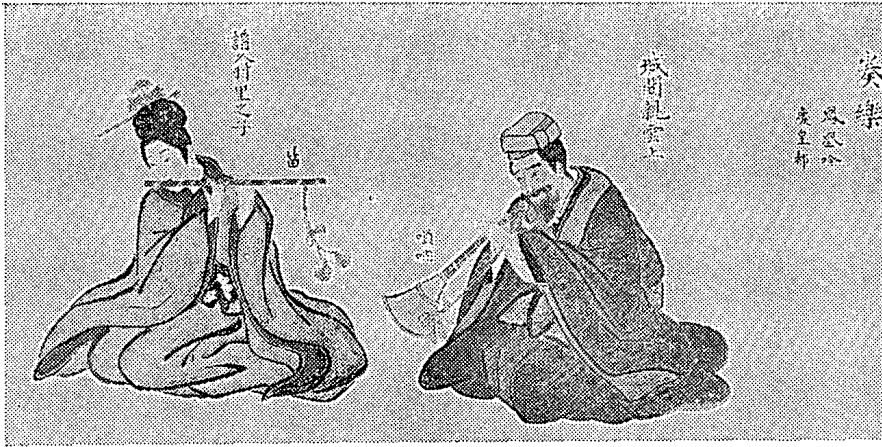
琉歌 かぎやで風など

奏樂は初期は太平樂、万歳樂、難来樂(郎)の三曲であったが、宝永七年からは太平調、桃花源、不老仙に変わり、更に台命による第二番の奏樂が通例化するようになり、それには長生苑と芷蘭香が奏された。これが正徳四年(29)には万年春、賀聖明、樂清朝(以上第一番)、鳳凰吟、慶皇都(以上第二番)と変わり、以後それがつづいた。

唱歌は上りの年毎に変わるのが例であった。第一、二番とも明清曲各一つ、計四曲が奏された。琉歌は唐歌と並ぶものとして、少くとも天和二年から奏されている(23)・(24)。

奏樂の樂器は唄吟を中心とする管樂器と打樂器で、絃樂器は使用しなかった。座樂器名のはじめてみえる承応二年の場合には(20)、太鼓、どら、二つかね、ひちりき、はんしょうの五種である。莊重性を重視したためであるが、無音が微声で奏した。承応二年のとき、太平樂は「無言に而奏之」、万歳樂と難来郎は「発微音唱歌、但非舞樂」と琉球人来朝記は記してある。それが唱歌となると管・打・絃樂器、とくに絃樂器が多く使用されている。さらに所望曲が加わるようになった宝永七年からは、曲目が多くなっただけに樂器種も増加した。宝曆二年には一層多彩になり、二十種ものが使用されている。絃樂器には二線、三線、四線、三絃、胡琴、月琴、洋琴、琵琶があり圧倒的である(43)。唱歌の華かさ、殷盛さが知られる。琉歌の場合は三線二挺にきまっていた。

奏樂者は唄吟のほかは童樂子であった。樂師は五人も参加しているが、出演するのは普通一人で、唄吟を担当した。樂器としての唄吟の重さが知られる。天保三年の場合をみると(45)、童樂子の下に樂師が陪席しているから、樂師はそういう役か、宿所や樂屋内での指導にあたったであろう。童樂子は五人乃至八人



(52)琉球人坐楽并踊之図(天保三年) 沖縄県立博物館蔵

で十数曲目に出演しなければならなかった。そのために一人で三、四種の楽器を使用することになるが、原則的には全楽器に通じ、また唐琉舞踊もマスターしていなければならなかった。嘉永二年（一八四九）琉球政庁が慶賀使玉川王子にあたえた訓示に、次のようなものがある。

一、楽童子の儀、為_二晴立_一御座へ毎度被_二召出_一事候、常式の風情其心得專一に候、依_レ時手跡御望有_レ之の砌、或辞退仕、或不成合文句共書候儀、別而無風流の事候、ケ様の儀迄も兼て仕候様、入念可_レ被_レ致_二指南_一事。

一、音楽の儀、於_二和朝_一殊の外感心有之由候、尤江戸立第一の粧に候得者、能々音律節度相究熟練仕候様、可_レ被_レ加_二下知_一事（真境名安興著 沖繩一千年史）。

芸能に関するすべての教養が要求されるとともに、厳しい稽古が強要された。そして江戸への出発にあたっては、正使以下全員が旅行における礼法を、また楽人たちは音楽、漢躍、球躍を国王の前で演習した（向氏系図、今帰仁王子朝義条）。一例として天和二年度(24)の楽器使用の実際を示すと次のごとくである。

昭屋親雲上（楽師）	鎖呐			
浜川里之子（楽童子）	鼓	立笙	三線	
識名里之子（同）	鑼	鉦着板	鉦	瑟
				三線
野里里之子（同）	三金	立笙	四線	三線
松兼（同）	三板	瑟	三線	
真満刈（同）	半笙	鼓着板	立笙	二線
				三線

尺五六寸になったといわれている。しかもその長さの定着期が、宝永七年（一七二〇）前後の湛水、聞覚のころでなからうかと推定されている（阿波根朝松著「沖繩文化史」参照）。一七一九年に来島した徐葆光は琉球の三弦は中国のより三寸余短いとっているが、中国のを小型（三尺位）系とみれば沖繩のは二尺六寸位になるわけで、現在物の定着期を知ることができよう。宝永七年には琉歌も奏されているので、中国・沖繩両種の三線が登場したことは確実であるが、そのいずれのものに關しても長さに對する解釈がつかない。

次に本史料に出てくる楽器はほとんどが中国楽器である。沖繩人の手で製作されたものも多かったであろう。そういう中で注意すべきものは琵琶と笙である。一七二一年（正徳元）に編集された混効験集があげている楽器は琵琶と小鉞だけで、他の中国系楽器は一つもない。源氏物語以下の日本文学書を引用しながら、沖繩の古語を解釈しようとする同書にとって、「びや」と「ひやしのつち」は日本から伝来した楽器の日本語名で、それが混効験集成立期には、古語化した沖繩語として受け取られたに相違ない。そうだとすればそれを伝えたのは誰であったであろう。私は少くとも琵琶に關しては、それを携えながら、権現信仰流布のため南島にまで渡り来った盲法師でなからうかと思う。その時期は室町時代で彼等はその帰りに琵琶を沖繩に残し、かわりに三線を携えて日本に帰ったのであろう（三隅治雄著「さすらい人の芸能史」—NHKブック参照）。

(50) (51)は舞踊に關する史料である。琉球人来朝關係書類の内容からみて、將軍の前での舞踊のようにみえるが、(51)からみて芝の島津邸における舞踊で、やはり公式の奏樂には舞踊は伴わなかったようである。それからみて宝永七年(54)以下にみえる「けうのほこらしや」（多分「かぎやで風節」）も音楽だけであったと

みられる。(50')は琉球人来朝関係書類では天保三年の「琉球人音楽」につづいて記されているので同年のものともみられるが、楽人や踊手の名前は同年をはじめ、その前後の行列表でつかみ得ない現段階である。天保三年前後のもので薩摩邸での演奏記録であることは間違いあるまい。

(50)(51)の島津邸及びその別邸における舞踊は幾組もあり、日を別にして踊ったようである。それは使節にとつては半ば公的なもので、何も天保三年だけのものではなかった。たとえば宝永七年の使節は高輪の薩摩邸で中国の楽曲や唱曲のほか、琉球おどり(玉城親雲上の女おどり)・唐おどり(喜屋武親雲上・棚原里之子の女おどり)・手おどり(湧川・前川親雲上の男おどり)が演ぜられている(琉球使者記琉球書)。また天保三年八月記(無名)の琉球史料三寛政八年記によれば、同年琉踊四種(琉球踊・団羽踊・打組踊・口説はやし)と唐踊四種(銭夫・送茶・奪傘・跌包)が演ぜられている。これも薩摩邸でのことであろう。さらに宝暦二年(一七五二)の謝恩使今帰仁王子は、薩摩や江戸で島津重年に対し奏楽、漢躍、球躍を演じ(向氏系譜十)、明和元年(一七六四)の慶賀使読谷山王子も同様であり(向氏系譜九世田嶋親方朝助条、毛姓家譜新城親方安助条)、さらに寛政二年(一七九〇)の慶賀使宜野灣王子も、薩摩、伏見、江戸の島津邸で奏楽、作舞をしているから(向氏家譜具)、舞踊が半ば公的に演ぜられることは、早くから行なわれていたようである。

江戸上りの奏楽は一、二曲の琉歌を除いて、すべて中国の曲目である。異国支配の事実を誇示するための江戸上りであつてみれば当然である。逆に言えば大和めいたもの、沖繩固有なもの、敬遠されたのである。琉球舞踊が公式に演ぜられなかったのはそのためである。音楽だけであつたから楽器は楽人の数に比し多種で、それはお冠船の場合を遙かに凌駕していた。たとえば一七一九年(享保一九)のお冠船踊りの第

三宴中秋の宴の時の楽器は三弦二、提箏一、笛一、小籥一、鼓二だけであった。その宴では序の舞の神歌舞につづいて、笠舞(現在の笠踊りか)、花索舞(貫花の前身か)、籃舞、拍舞(四ツ竹踊)、武舞(棒踊りの前身か)、毬舞(獅子舞)、棹舞、竿舞の八段(回)が演ぜられているように舞踊本位であったから、楽器はそれほど必要でなかったのである。第四宴の重陽の宴(この時初めて玉城朝薫作の「護佐丸敵討」と「執心鐘入」の組踊が演ぜられた)以下第七宴までの宴も、舞踊中心であった(冊封副使徐葆光著「中山伝信録」)。

冊封使の宴には、ときに日本の歌舞も演ぜられた。楽器で言えば、一八〇八年(文化五)のお冠船には琴(和琴)が使用されている。とにかく江戸上りの時の楽器は多種であっても、それは強制された外交辞令たる奏楽の意義につながるものであった。

天保三年の舞踊の種目には、団踊、麿踊、笠踊、四ツ竹踊、柳踊、かす(せ)かけ踊などがみえている。団踊、笠踊、四ツ竹踊はそのもの、あるいはその前身らしいものが一七二九年のお冠船のときに、また麿踊は一六八三年(天和三)のときに踊られている。沖繩の音楽・舞踊史の研究上注目したい種目である。

註、宝永七年の琉歌(54)(55)は「かぎやで風節」でなく、大昔節であったと阿波根朝松氏はのべておられる(「沖繩の芸能略史」―沖繩の伝統文化)。ただし伊波普猷は琉曲カギヤデ風としておられる(校註琉球戯曲集―琉球作戯の鼻祖玉城朝薫年譜)。阿波根氏説について言えば、(55)の囃子「ハリハリ」は仲節ではなく、「かぎやで風節」についているものであるから、もうそのころは「今日のほこらしやや」が「かぎやで風節」の本歌となっていたのでなからうか。

5. 歌詞

(53) 寛文二年(甲子夜話卷三十八)

十二月五日琉球人音楽并御暇之次第

曲詞

天初曉

天初曉、瑞氣降來臨、五彩卿雲扶_レ日昇、江山美、錦繡新、更喜的是良晨、嚶俺君王新即_レ位、恩光普照_三東溟_一、家々戸々、管絃与_三歌声_一、焚_レ香礼拜、祝_三聖明_一、物華天宝、人阜年豊、俺通国万古千秋慶_三太平_一、又、

奉霞觴

奉_三霞觴_一、莫_レ負_三良宵美景_一、一盃一酌共_三一兒一咲、乏_三珍羞品肴_一、三牲五鼎訓_三兒曹_一、經論飽学男兒表、若使_三遷教_三兒曹_一、書香已有_レ饒、心得_レ个、同簪纓紗紹箕裘、伊須_三聳_レ壑昂_レ霄、代々公侯、万古兒標、華堂春色滿、庁幃只見燦光燦爛明、一日福、二日祿、三日寿、黄金滿_レ屋、珠盈_レ斗、門蘭喜氣如_三春晝_一、看世上誰能得、勾丹桂芳、名秀百品、遐齡真罕_レ有、康寧福寿皆馳湊、歳々綿々、天長地久、

(紗窓外、春大景、邦家調省略)

(54) 宝永七年(琉球聘使記)

十一月二十一日美里等奏其国伎於御前

次三線歌、琉曲也、内間・津覇対三彈三線、曰結鬱諾(華云ニ希有)、火骨刺沙啞(華云ニ奢華)、捺屋列割捺(華云更有是哉)、他鐵路(彩色具)、子僕突阿兒発捺諾(華云未開花)、子由麻葉他我多(華云如帶露一般)

(55)宝永七年(通航一覽卷十)

十一月二十一日、琉球人之歌

キウノフウラシヤ、ツホデヲルハフノ、ツユキヤタユトニ、ハリハリ、

右之通、文句三十口宛となへうたふ也。

註、通航一覽の編者林緯は、「エテンラク」と註している。また、琉球使者記琉球書簡并使者接待楽章には、宝永七年の薩摩邸における演奏記の附録として琉歌曲六首をあげ、その中の「琉球いわるの小うた」として「きうのふこらしや(きうのうれしさや)なをにかねたてろ(なににたとへよ)しらかね(白かね)の花のさきよちよるごとなあ(さき来るごとく)」と記してある。

(56)天保三年(琉球人来朝関係書類一、琉球人音楽(50')に続く)

三線歌

三線歌者琉球国学ニ大和唱歌ニ而所作也、節奏雖似辞章不詳記ニ二三備高覽。

ケヨノホコラシヤ、ナヲニギヤナ、タテル。ツボテ、ヲルハナノ、ツユキタゴト。

コ、ノエノ、ウチニ、ツボテ、ツユマチヨス、ウレシゴト、キクノハナド、ヤヨル。

チンヤ、キヤラ、トメテ、ハナノ、モノガタヒ、イツマテム、トマレ、アカヌ、ニホヒ。
右の歌日本調子になをし

今日ノ祝ヲノブル歌

ケヨノホコラシヤ けふの嬉しさはといへる事

ナヲニキヤナタテル 何にたとふべきかといへる事

ツボテラルハナノ つぼみている花のといへる事

ツユキヤタコト 露のあふるるごとしといへる事

内裏ノ菊花ニヨスル祝歌

コ、ノヘノウチニ 九重のうちにといへる事

ツボテツユマチヨス 花のつぼみて露を待てるといへる事

ウレシコトキクノ 嬉しき事を聞と菊にいひかける事

ハナドヤヨル 花であるといへる事

楽ノナヲキラノブル歌

チンヤキヤラトメテ 沈や伽羅をとめてといへる事

ハナノモノカタヒ 花の物語といへる事

イツマテモトマレ いつまでもとまれといへる事

アカヌニホヒ あかぬ匂ひといへる事

琉歌三絃唱

御前風中山王の御前にていわるの時いつも初めにうたふなり

今日今日のほこらしさや 変る事 なをにぎやなたてるつぼてをるはなの露ぎやたごと
ときはなるまつのかわるなひさめいめハ助詞つもはるくれハ色どまさる
玉敷の庭に枝も葉もしげしげりててみどりのしのばるまつ清らしやのきよらしや
ゆたかなる美代のしるしあらわれて雨露のめぐみ時ちがはぬやたがはぬ

中嶋小橋中嶋は傾城町なりその入口の小橋

なかしまの小はしひとしけあるものさもそれでも逃ひたいの思ふてあにやらいぬともてしのでいもれ
中しまのうらのふゆのさひししさや千鳥なく声に松のあらし
暁のわかれそで袖に涙がたちてになみたててなかしまの小はしわたりぐれしや
静なりそめりつねにみかくこころ波たたぬどる影やうつる

(57) 嘉永三年 (琉球恩謝使略)

琉球の歌

けふのほこしやや なほにぎやたてる つほてをるはなの つゆきやたてる
むめとうぐひすや あかぬゑんさらめ ぬきゆてはるくれバ またもそゆき
はるにうかれて はなのもとしので そでににほ比うつち もどるうれしさ

(58) 天保三年 (琉球人來朝關係書類一、琉球人音楽)

劇文和解

打花鼓

一人放逸ノ士アリ。毎毎日旅舎ニアリテ氣鬱シゲケルガ、有ル時氣散ジニ町ニ出テ往来ノ人ヲ見物スルニ、折め節おと女め夫おと連立テ町中ヲヘメグリ、花たい鼓こヲ打チ歌ヲ謡フ者ニ行会ヒシガ、ヨヒ来ツテ歌ヲウタワセケルニ、其歌ニ園ノ花ノ盛ナル吾レ自ラ手折シテ、若もしヤ恋フ人アリテワレヲツミバイカガセン、四季ノ花モタヘズ見事ナルニ若イモノヲカキヨリ引入レテ、真まことニカワイラシサヨト謡フニコソ、相公ハ恋々ノ情ヲ起シ女ニ戯レケレバ、供ノ者相公ハ書ヲ読ム人ノアルマジキ事ナリト申セバ、大ニ腹ヲ立打擲シテ咒なリケリ。女ハ又恋歌ヲ以テ心ヲ引ミダシ、謡イヲワツテ褒美ノ錢ヲ求メケレバ、望ミニマカセ送リケル。又女ヲ招呼ビヒソカニ包ミモノヲ送リケレバ、女ハウケザルニ押テヲサメヨト云ニコソ不審ナガラモ受用シケルニ、老公ハズカシミテ腹ヲ立、礼法ヲシラザル御方カナトイヘバ、其マ、立イキケリ。老公ハ女房ノ不審ヲ責、吾ハソノ許もとヲ一も生女房ニハシガタシ、サイゼンノ品ヲノコラズ出セト責メケレバ、女房ハセンカタナク哭叫ビケルニ、老公ハコレニ恐レテ慮外々々ト女房ニ手ヲ下ゲ詫ゴトシテ申ケルハ、今日ハヨホドノモフケアリ、早ク回かえルベシト夫婦ツレ合立帰ル躰ヲ笑グサニ作意シタル仕組ナリ。(風筆記、和番、買臣得官赴任故事、借衣靴、省略)

唱歌の曲詞は史料にあげたもののほか、琉球聘使記及び琉球使者記琉球書簡并使者接待楽章の宝永七年十一月二十一日条に、楊ヤン曲ヒヤン、寿スウ尊ツウ翁オン、寿スウ星シン老ロウ、正チン月ツツエが記載されており、また通航一覽卷十四寛延元年十二月十八日条に、日シリイ麗ナ中ヨシ天テン、春チン色スエ嬌キヤウ、乾ケン道ダウ泰タイ、奉ホン霞シヤ觴ヤン、詩シ家キヤ事シが、卷十六明和元年十一月廿五日条に、天テン初ソウ

暎ヒヤウ、紗窓サア、チヨハン外月ハイエツ、太平歌、五頌歌ウ、ソソ、論治が、卷二十文化三年十一月廿七日条に、歆楽歌、想郷歌、春佳景、開元霄、新羅が記載されており、更に寛政八年琉球来聘一件には以上のほか、福寿頌、昇平調、太平頌、青山曲がみえている。

6. あとがき

江戸上り史料自体老なるものがあるが、その中の芸能関係史料も、本稿のほか多量に存している。その一つである家譜は今回は紙数の都合ですべて省略せざるを得なかった。ところで管見する限り、沖縄芸能に対する日本側の批評はほとんどみられなかった。わずかに人見節宜卿（人見友元）の「壬戌琉球拜朝記」に、天和二年四月十四日の奏楽に関して、「余亦登城聞之、其国楽太鄙不足聞之」と酷評した記事がある位である。彼は藤原惺窩系の朱子学派の幕府儒臣で、当日は法眼として座に臨んでいた。その時の奏楽では三味歌（琉歌）が奏されており、彼のいう「国楽」とはそのことであるが、「かぎやで風」の当時の本歌が奏されたのであろう。琉歌の理解に日本人が如何に苦心したかは(54)・(55)で知られるものの、諸記録の編集者で「人見記」を残している彼にして、琉歌はなお興味なきものであったようである。琉球聘使記（荻生徂徠）(54)の解釈の誤りについては、伊波普猷がその著「古琉球」中の論文「弓張月の毛国鼎が辞世の歌に就いて」で指摘されている。